

「省エネ冬の県民運動」

1 基本的考え方

【(1) 幅広く恒常的な省エネ運動の展開】

県の新たなエネルギー戦略の柱の一つである省エネルギー対策の促進とともに、地球温暖化対策の推進に向け、幅広い省エネルギー運動を展開する。

また、健康には十分留意しつつ、無理なく楽しく取り組める運動とすることにより、恒常的な取組みに繋げていく。

【(2) 家族団らん、楽しい省エネ運動】

家族がひと部屋に集まって過ごしたり、地域の行事に積極的に参加するなど、省エネの取組みを通して、家庭や地域の絆の強化やライフスタイルの転換に繋がるような運動を目指す。

【(3) 自主的な参加による節電】

被災した発電所等の復旧は徐々に進んでいるものの、電力需給バランスは依然として厳しい状況が続くと予測されている。このため冬期においても、今夏の節電運動を契機に県民各層に醸成された節電意識やエネルギー問題に対する関心の高まりを一過性に終わらせることなく持続し、県民の自主的な参加による節電への協力を呼びかけていく。

【(4) 関係機関との連携】

運動の推進にあたっては、市町村や東北電力等の関係機関と十分な連携を図りながら実施する。

【(5) 県庁の取組み】

県の庁舎・施設等においては、「冬のエコオフィス運動」等に基づき、県民に率先して運動に取り組む。

2 節電の取組み

東北電力では、冬期の最も電力需要が多い1月には3.4%の電力不足が懸念されている。節電の目標値は定めないが、こうした電力需給の見通しを踏まえ、経済活動や県民生活に支障が生じない範囲での自主的な節電の取組みを広く呼びかける。

①家庭：健康に留意し家庭生活に支障が生じないよう、夏期の節電のノウハウ（※）も活かしながら、各家庭の自らの判断による無理のない取組みを基本とする。

（※）・待機時消費電力の削減（4%）（テレビなどの使わない機器はプラグを抜く等）
・不要な照明のこまめな消灯（4～6%）

②企業等：生産活動等に支障が生じない範囲で、各企業の実態に応じた自主的な取組みとする。

3 実施期間

12月～3月（11月はPR期間）

4 県民運動の概要

- (1) 推進主体：県（環境やまがた推進本部）、山形県地球温暖化防止県民運動推進協議会
- (2) 実施対象：県内企業、各家庭など県民全体（病院及び福祉施設等を除く）
- (3) 実施内容：

◆運動の柱

- ライフスタイルの見直しによる幅広い省エネの実施（家庭・地域の絆の強化）
- 電力需要のピークカットと総量削減に向けた節電の実施（取組みの相乗効果）
- 県民の主体的な参加による運動の展開（県民の英知を結集）

【省エネ・節電対策事業】

- ① 家庭のアクション事業の展開（節電関係は12～2月）⇒登録目標2万世帯
 - ・家庭における省エネや節電への取り組み内容を登録→実践→結果報告（インセンティブとして、参加者には抽選により企業協賛賞品を提供）
- ② 事業所のCO₂削減推進事業への参加促進
 - ・事業所におけるCO₂自主削減計画策定やエコスタイル、エコ通勤等の省エネ行動促進のためのセミナー開催やアドバイザー派遣等
 - ・無料省エネルギー診断事業等を活用した企業等の省エネ対策支援

【普及啓発事業】

- ① 省エネ・節電セミナーの開催
 - ・県内の数会場において、主に家庭及び小口需要家を対象とした専門家による省エネ・節電セミナーを開催
- ② 省エネ・節電事例集の作成、全戸配布
 - ・家庭向けの「省エネ・節電事例集」を作成し、市町村の協力を得て県内全戸に配布
- ③ 個別企業訪問等の実施
 - ・夏期の節電の取り組みを踏まえ、さらに協力が必要と思われる事業所や施設等に対し、個別訪問等による周知・啓発
- ④ 県民の省エネ・節電アイデア、標語等の募集
 - ・県民の主体的な参加促進として、省エネ・節電に関するユニークなアイデアや標語等を募集・紹介（優秀事例に対しては、企業協賛賞品を提供）

《広報計画》

- (1) ポスター、チラシ等による周知
 - ① 省エネ・節電を呼びかけるポスター、チラシの作成・配布、公共施設等への掲示
 - ② 県庁舎・総合支庁舎・市町村庁舎等への「のぼり」の設置
 - ③ 県庁舎・総合支庁舎等への「横断幕」の掲示
- (2) 各種広報媒体を活用した周知
 - ① 県・市町村発行広報誌等の活用
 - ・「県民のあゆみ」やフリーペーパー、市町村広報誌等を活用した呼びかけ
 - ② テレビ、ラジオ、新聞等の活用
 - ・県の広報番組枠を最大限活用した呼びかけ
 - ③ 県ホームページへの掲載
 - ・県ホームページでの情報提供と、市町村及び関係団体ホームページとのリンク
 - ④ ツイッターの活用
 - ・県民運動の実施状況や県民のアイデアの紹介等、タイムリーな情報発信
- (3) 各種会議やイベント、集会等における周知
 - ① 各種会議やイベント等の機会をとらえたチラシ・パンフレットの配布

5 停電予防措置等

- (1) 電力需給状況等の情報提供
 - 電力需給状況や電力需要予想について、県民が常時タイムリーに把握できるよう、東北電力と連携しWEBサイト等による速やかな情報提供に努める。
- (2) 緊急時の対応
 - 電力脱落等により需給が急激に逼迫した場合には計画停電等の可能性も否定できないことから、緊急時における関係機関との連絡体制として、夏期において整備した連絡網を維持・活用し、迅速な情報伝達を図るとともに、市町村等の協力のもと、暖房機器の使用抑制など需要削減への緊急的な取り組みについて、県民に対し要請等を行う。